

第4号議案 会員除名承認の件

〇〇〇〇（会員番号〇〇〇〇）を除名する。

理 由

1) 当会員は、平成27年5月1日、病院派遣の在宅リハビリテーションで訪問した70歳女性宅で現金を物色し、同月21日、窃盗未遂容疑で逮捕された。勤務先は懲戒解雇。その後窃盗未遂及び窃盗の2件で公判が行われ、「懲役1年6ヶ月、執行猶予3年」の判決を受けた。当会員の行為は、次に示す当協会の倫理規範に著しく違反する。

○『日本作業療法士協会：倫理綱領』第12項：「作業療法士は、法と人道にそむく行為をしない。」

○『作業療法士の職業倫理指針』第15項：「法の遵守（法と人道にそむく行為の禁止、関連法規の理解と遵守）」

2) 本事件は、作業療法業務中に行われた、弱い立場にある対象者の信頼を裏切る重大な犯罪行為であり、その責任は非常に重く、また作業療法士の社会的信頼を大きく損ないかねないものである。新聞でも作業療法士の職名入りで報道されたことにより、作業療法士の社会的地位は著しく貶められ、日本作業療法士協会の名誉は深く傷つけられた。これは次に示す当協会の除名要件に該当する。

○『定款』第9条第2号：「会員が次の各号のいずれかに該当するときは、社員総会の決議のよって当該会員を除名することができる。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に違反する行為があったとき」

協会の対応経過

2015年5月22日	〇〇〇〇作業療法士会会長から協会事務局に情報提供
7月28日	懲役1年6ヶ月、執行猶予3年の判決が確定
9月5日	平成27年度第1回倫理委員会が理事会に除名処分を具申
9月20日	平成27年度第5回理事会が除名処分の総会提案を承認、本人宛に書面で通知
10月30日	本人からの異議申し立てなく、除名処分の総会提案が確定

根拠規程等

- ①定款
- ②倫理綱領
- ③作業療法士の職業倫理指針
- ④倫理問題の処理に関する規程
- ⑤会員の処分の種類に関する規程
- ⑥会員処分の標準例・処分量定一覧